

NPO法人大網お助け隊 施行規約

(趣旨)

第1条 この規約はNPO法人大網お助け隊(以下『大網お助け隊』という。)の会則附則第1項により、事業の運営等に関する必要な条項を定めるものとする。

(活動地域)

第2条 この会の活動地域は原則として大網白里市行政区域内とする。

(形態)

第3条 この事業は利用会員の、困りごとや、生活課題の解決を、コーディネーターが協力会員に依頼して支援する。

(活動)

第4条 この団体の活動は住民主体のボランティアによる有償支援とする。

(組織)

第5条 この会の活動のため以下の役員を置く。

代表 この会の運営等の総括及び対外的な交渉を行う。

副代表 代表を補佐し、緊急時に代表の業務を行う。

コーディネーター 利用会員の支援を行うために、協力会員との円滑な調整を図る。

事務局 総務、広報、経理、安全運行管理 の取りまとめ及び報告書類の期限管理等の業務を行う。

監事 この法人の業務の遂行にあたり、財産の執行を監督する。

2 事務局は以下の事務を執行し、そのための役員を置く。

総務 この会の運営等に関する庶務を担当する。

広報 この会の活動等を対外的に広く知らせ、会の認知や活動の円滑化を図る。

経理 会費、利用費等の経理処理を担う、集金業務を行う。

会計 会員報酬等の事務処理を行う。

集金 利用者から利用料金の徴収を行う。

安全運行管理 運送業務等の管理を行う。

安全運転管理者 安全運転台帳、自動車保険、点呼記録、乗務記録等の管理業務を行う。

整備管理者 福祉車両及びセダン型車両の車検、点検及び整備に関する管理を行う。

クレーム処理 運送に関する苦情、クレーム等の処理業務を行う。

なお、代表はその他必要な事務を定めることができる。

(費用)

第6条 会は協力会員の提供した支援に対し、利用会員より料金を徴収し、作業料として支払う。

なお、支援に必要な材料及び機材等の費用は利用会員が負担する。

(守秘義務)

第7条 協力会員は知り得た個人情報第三者に提供、漏えいしてはならない。

(生活課題)

第8条 会則第 3 条に示す支援内容は料金表のとおりとする。

(移動支援)

第9条 移動支援は国土交通省自動車交通局通達に準拠する。

(保険)

第10条 当団体は、活動に関してボランティア保険に加入するとともに、活動で自動車等を利用する会員は、個人の保険等を準備する。(自動車事故はボランティア保険の対象外)

(連帯)

第11条 この事業は大網白里市等の各種関係機関、団体と、必要により協働・連携を図る。

(会議)

第 12 条 この会の運営のために月 1 回の定例会議及び関連の役員会を開催する。

附則

- 1 この施行規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この施行規約は、平成30年4月1日から改訂する。
- 3 この施行規約は、令和2年4月1日から改訂する。